



平成23年10月17日

各 位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ
代表取締役社長 梅木 篤郎
(JASDAQコード 8927)
取締役
問合わせ先 執行役員 安田 俊治
管理部 長
(電話番号 03-5768-6573)

控訴の取下げに関するお知らせ

平成23年9月7日付「訴訟(控訴)の提起に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社は、平成23年8月26日に一審判決がありました株式会社みずほ銀行(以下、「みずほ銀行」といいます。)との訴訟に関し、東京高等裁判所に控訴しておりましたが、今般当該控訴を取り下げましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟の提起から控訴の取下げに至るまでの経緯

みずほ銀行は、当社及び株式会社シティクルーズが共同して実施した「天満1丁目マンション共同事業」において株式会社シティクルーズがみずほ銀行に対して負担する貸金債務について、みずほ銀行の請求により当社が第三者弁済することを約したと主張した上で、株式会社シティクルーズの返済が見込めないと判断し、平成20年12月3日付で、当社に対し、その弁済を請求しました。

しかしながら、当社は、みずほ銀行に対し上記貸金債務の債務保証をした事実はないため、弁済には応じられない旨回答しておりましたが、みずほ銀行からはこれを不服として、当社を相手方とする、上記貸金債務に係る元本残高の支払を求める旨の訴訟提起を受けました。これについて、平成23年8月26日付で東京地方裁判所より、当社が株式会社みずほ銀行に対して金472,655,189円を支払え、訴訟費用は当社の負担とする旨の仮執行宣言付判決の言い渡しを受けたことから、当社は、本判決の是正を求めるため、平成23年9月7日付で東京高等裁判所に控訴いたしました。

他方、当社は、平成23年9月26日付「事業再生ADR手続の利用申請および受理に関するお知らせ」にてすでに開示しておりますとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ADR手続」といいます。)の下で、お取引先金融機関の御協力を頂きながら、事業再生に取り組んでおります。そして、事業再生ADR手続とみずほ銀行との債権との関係についてみますと、みずほ銀行の当社に対する債権も金融債権であり本来的にお取引先金融機関として事業再生ADR手続に参加して頂く必要があること、更には、事業再生ADR手続の安定的な進行、より遂行可能性の高い事業再生計画案策定の観点からも同行に事業再生ADR手続に参加して頂く必要がありますところ、関係各位のご意見、今後の訴訟の見通し等を踏まえ、当社といたしましては、みずほ銀行に事業再生ADR手続に正式に参加していただき、他のお取引先金融機関と同様の金融支援をいただくことが合理的であると判断し、上記方向性についてみずほ銀行との調整も調ったことから、今般、みずほ銀行に対する上記控訴を取り下げることにいたしました。

2. 控訴取下げの年月日

平成 23 年 10 月 17 日

3. 今後の見通し

本件につきましては、平成 23 年 7 月期にて一審判決認容額全額である金 472,655,189 円を訴訟損失引当金として計上済みですので、現時点においては、本件により当社の業績に与える影響はございません。

今後の事業再生ADR手続においては、みずほ銀行に平成 23 年 10 月 21 日開催予定の第 1 回債権者会議続会より参加して頂く予定となっており、みずほ銀行を含めたお取引先金融機関の理解を得ながら、事業再生計画案の決議のための債権者会議(第 3 回債権者会議。平成 24 年 1 月 25 日開催予定)において事業再生計画案の成立を目指してまいります。

事業再生ADR手続の今後のスケジュールは以下のとおりです。なお、手続の進捗状況等により、変更となる可能性があります。

平成 23 年 10 月 21 日予定

第 1 回債権者会議続会(経過報告等)

平成 23 年 12 月 7 日予定

第 2 回債権者会議(事業再生計画案の協議のための債権者会議)

平成 24 年 1 月 25 日予定

第 3 回債権者会議(事業再生計画案の決議のための債権者会議)

以 上